



# 国保だより

○令和2年7月31日現在  
国保世帯数 9,842世帯  
被保険者数 16,247名  
保健事業 第106号  
○発行  
須賀川市保険年金課  
電話 88-9136

## 保険証の更新

### 須賀川市では、10月1日に保険証を更新します

保険証は、9月7日～9月15日にかけて届くように簡易書留郵便で発送しました。保険証が届きましたら、記載内容をご確認願います。

ご不在のためお受け取り出来ず、不在連絡票がポストに入っていましたら、再配達受付期間内であれば郵便局へ連絡の上お受け取り下さい。

再配達期間終了後は、9月23日(水)午後以降に市役所保険年金課でお受け取り下さい。

市役所でのお受け取りには、本人確認書類（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）が必要です。なお、別世帯の人がお受け取りになる場合は、委任状が必要です。

有効期限の過ぎた保険証は、市役所保険年金課、各市民サービスセンター、各公民館、tetteオフィスカウンターへ返却するか、ご本人で裁断して廃棄してください。

### こんな時は届出が必要です

#### ◇社会保険に入っているのに、国民健康保険証が届いた

→市役所、各市民サービスセンターで国保脱退の手続きをしてください。  
(保険証を返しただけでは、国保脱退にはなりません。)

#### 手続きに必要なもの

加入者全員分の社会保険証、国民健康保険証、窓口に来る人の本人確認できる書類（官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚）、該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、印章、委任状（別世帯の人が手続きする場合）

社会保険に加入したときにさかのぼって国保の資格を喪失しますので、社会保険に入っているのに国保の保険証で医療機関等を受診すると、後で保険給付した分を返金していただくこととなりますのでご注意ください。

令和3年3月からマイナンバーカードを保険証として利用できるオンライン資格確認が始まります。

利用するにはマイナポータルでの手続きが必要です。詳しくは、保険証に同封の案内をご覧ください。

## 須賀川市職員を装った不審な電話にご注意

最近、「国保税や医療費の還付金の通知を封筒で送ったのに、まだ手続きをされていません。」などと言い、須賀川市職員や銀行員を名乗る者からの不審な電話があったとの連絡を受けています。

市役所職員が、税金や医療費の還付金の振込先口座などを、電話で問い合わせることはありません。

電話の内容について不審に思ったら電話を切り、警察に連絡、市役所に確認するなどしてください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険の支援制度について

### ◆国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少したなど次の要件を満たす場合、国民健康保険税が減免になります。

#### 1 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(1)から(3)のすべての要件に該当する世帯

- (1) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が前年の当該事業収入等の額の3/10以上
- (2) 前年の合計所得が1,000万円以下
- (3) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

#### 《注意事項》

非自発的失業による国保税軽減制度に該当する方（前年の給与所得を30/100とみなす）は、給与収入が減少した場合の対象となりません。

また、離転職や懲戒解雇など新型コロナウイルス感染症とは関わりのない理由で収入が減少した場合は対象になりません。

収入減少を比較する前年の所得が0円又はマイナスの方は減免となりません。

#### 2 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

#### 《減免対象期間》

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

減免の詳細は市ホームページに掲載しております。要件に該当すると思われる方は、市役所保険年金課国保税係（電話88-9136）にお問合せ下さい。

### ◆傷病手当金の支給について

国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのある被用者に対する傷病手当金支給の適用期間が“令和2年12月末”まで延長されました。

#### 1 支給対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

- (1) 須賀川市国民健康保険に加入している方
- (2) お勤め先から給与等の支払いを受けている方（被用者である方）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために仕事を休んでいる方
- (4) 仕事を休んでいる間、お勤め先から給与等の全部または一部の支払いがない方

#### 2 支給対象となる日数

新型コロナウイルス感染症への感染または感染疑いにより仕事を休んだ日から連続して3日間（待機期間）の後、4日目以降の仕事に就けなかった期間のうち就労を予定していた日数

#### 3 支給額の計算方法

1日あたりの支給額 [= (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数

#### 4 適用期間【延長】

令和2年1月1日から令和2年12月31日の間で、療養のため仕事を休んでいる期間

（注）ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

#### 5 申請方法

支給を受けるためには申請が必要となります。申請を希望される場合は、必ず事前に保険年金課国保給付係にお電話にてお問い合わせいただき、保険年金課の窓口にて手続きをお願いします（郵送による申請も可能です）。また、申請手続きに必要な書類については、国保だより（令和2年7月号）又は市ホームページで確認してください。